

第 4 回利根町議会定例会 平成 29 年度利根町一般会計および各特別会計について、次のとおり補正されました。



平成 29 年第 4 回利根町議会定例会が、12 月 5 日（火）から 12 日（火）まで、通算 8 日間の日程で開催されました。

今期定例会では、町長から条例改正

や平成 29 年度の一般会計・各特別会計の補正予算、人事案件など合計 14 件の議案が提出され、慎重な審議が行われました。

また、一般質問には、10 名の議員が登壇。過疎地域指定脱却の施策についての質問のほか、町内防犯灯・街路灯の新（増）設、農業新時代に活路を開く総合的な対策、町民運動会、大利根交通のもえぎ野台への乗り入れ、町長公約の進捗状況、利根町を教育先進町とする構想と戦略、住民の行政参加、主要農作物種子法の廃止、利根町の防災対策と防災訓練についての質問などがあり、活発な質疑応答が行われました。（詳しくは『とねまち議会だより』をご覧ください）。

会計	補正額	総額
一般会計	4,437 万 5,000 円	55 億 4,903 万 2,000 円
国保特別会計（事業勘定）	△ 2,558 万 6,000 円	28 億 6,433 万 8,000 円
国保特別会計（直営診療施設勘定）	339 万 2,000 円	1 億 1,916 万 5,000 円
介護保険特別会計	545 万 2,000 円	14 億 9,684 万 3,000 円
後期高齢者医療特別会計	952 万 4,000 円	3 億 8,337 万 2,000 円

**主な条例の改正**

**【利根町個人情報保護条例及び利根町情報公開条例の一部を改正】**  
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正により、個人情報の定義の明確化と要配慮個人情報の取扱規定が整備されたことに伴い、それぞれの条例の一部が改められたものです。

**【利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正】**  
農地利用最適化交付金事業の実施に伴い、農業委員会の活動実績等における報酬について定める必要があることから、条例の一部が改められたものです。

**【利根町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正】**  
選挙公約に基づき、削減総額が福祉バス増車のリース料分となる町長の給料月額を半額（期限付き）にする議案が提出され、議決されたものです。

**【利根町固定資産評価審査委員会委員に伊藤恒夫氏を選任】**  
この案件は、利根町固定資産評価審査委員会の委員に、伊藤 恒夫氏を選任したので議会に同意を求めた結果、承認されたものです。

## 3・11 キャンドルナイト 開催のお知らせ

東日本大震災から 7 年目を迎える日に、犠牲となられた方々への哀悼の意を捧げるとともに、1 日も早い復興を祈願するため『3・11 キャンドルナイト』を開催します。

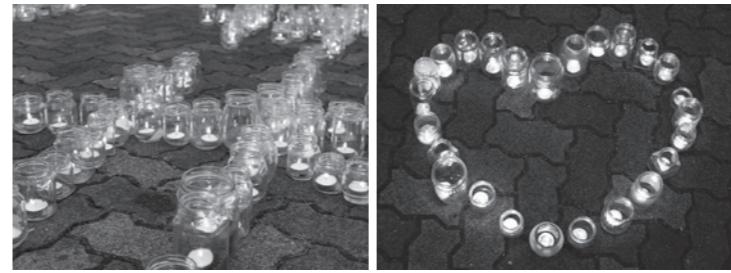
約 2,000 個のキャンドルに明かりをともし、利根混声合唱団、混声合唱団ザ・ラクスによる合唱および子どもたちへ災害の状況を伝える目的で【紙芝居】を行います。

**日時** 3 月 11 日（日）午後 5 時～7 時  
※雨天・荒天の場合は中止

**場所** 役場正面玄関前 イベントホール

**主催** 利根町ネットワーク協議会

**後援** 和と輪の会、NPO 法人あさひ、  
大好きいばらき 県民会議、利根町。



問い合わせ先 利根町ネットワーク協議会 西村 ☎080-3128-8987



**あなたのキャンドルも一緒に並べてみませんか。**

キャンドルは、当協議会で用意いたしますので好きな瓶をお持ちください。  
また、今年も体が温まる【甘酒】を準備していますので、皆さまのご来場をお待ちしています。

**持ってきて頂くもの**

- キャンドルに使用する瓶  
(口径 5 cm ぐらい・高さ 10 cm ぐらい)

**主催者から一言**

3・11 キャンドルナイトは、東日本大震災を教訓に、家族や地域のつながりの大切さをより良く理解し、絆の輪を広げていくことを目的としています。

また、昨年度は県内 26 団体によるキャンドルリレーも行いました。震災を風化させないためにも、お子さまと一緒にご参加ください。

## 医療福祉費支給制度が便利になります！

現在、医療福祉費支給制度（マル福制度）は県の制度によるものと、町の制度によるものと二種類あります。

このうち、町の制度によるものは、医療機関にかかった際の自己負担分（2 割～3 割）を一度支払っていただき、その領収書を持って町に支給申請する必要がありました。

今回、この手間を省くため、町によるマル福制度でも、受給者証を発行し提示することで、県内の医療機関において、県の制度と同様に少額の一時負担金で済むようになりました。

この町の制度によるマル福対象者の方には、2 月中に詳細な通知をいたしますので、受給者証の交付申請をされるようお願いいたします。

なお、受給者証は 4 月 1 日から有効となります。

## 受給者証発行の対象者

1. 所得制限を超えた 0 才～15 才の方
2. 中学生（入院以外のもの）
3. 高校生年齢相当

問い合わせ先 役場保険年金課 医療福祉係  
☎68-2211（内線 237）

**もしメッセージが流れたら 落ち着いて、直ちに行動してください。**

**屋外にいる場合** 近くの建物の中や地下に避難する！  
(注) できれば頑丈な建物が望ましいものの、近くになければ、それ以外の建物でも構いません。

**屋内にいる場合** 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する！

**建物がいない場合** 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る！

**ぼうさい掲示板**

～弾道ミサイル落下時の行動について～

ミサイルが日本に落下する可能性がある場合、国は「アラート」を活用して防災行政無線で特別なサイレン音とメッセージ（左記）を流すほか、緊急速報メールなどによる情報提供を行います。

【例】「直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、または地下に避難してください。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに避難してください。」

## 近くにミサイル落下した時は…！

- 屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
- 屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

国民保護ポータルサイト



http://www.kokuminhogo.go.jp/shiryu/hogo\_manual.html

政府の最新情報をこちらでチェック！

首相官邸ホームページ  
www.kantei.go.jp/



Twitter アカウント  
首相官邸災害・危機管理情報 @Kantei\_Saigai